

横手市議会基本条例 検証結果報告書

令和7年9月

横手市議会 議会改革推進会議

目 次

1. はじめに … 1 ページ
2. 議会改革推進会議について〔委員構成〕 … 1 ページ
3. 横手市議会基本条例の検証方法について … 1 ページ
4. 横手市議会基本条例に基づく活動評価チェックシート … 2 ページ
5. 横手市議会基本条例条文・関連例規見直し検討結果 …11 ページ
6. 検証作業を進める中で改善が図られた事項 …12 ページ
7. 検証作業においてあげられた改善・検討を求める事項 …12 ページ
8. おわりに …13 ページ
9. 検証及び協議の経過 …14 ページ
10. 横手市議会基本条例運用基準 …16 ページ

1. はじめに

議会改革推進会議では、当市議会の最高規範である横手市議会基本条例（以下「条例」という。）の目的が達成されているか、条例第 19 条の規定に基づき検証を行いました。

議会改革推進会議は平成 26 年 12 月に協議の場として設置され、今期の委員は第 6 期のメンバーとなります。委員の改選後、令和 5 年 12 月に 1 回目の会議を開催し、以降計 12 回の会議を開催し条例に基づく検証と課題解決のための検討を重ねました。

今回の検証では、各条文が条例の目的に合致しているか、私たちの議会活動が目的を達成するための活動になっているのかのチェックを行いました。

2. 議会改革推進会議について〔委員構成〕

※第 6 期：令和 5 年 12 月～令和 7 年 10 月

委員長	播磨 博一（さきがけ）
副委員長	木村 清貴（新風の会）
委員	井上 忠征（公明党）
委員	加藤 勝義（創成の会）
委員	福田 誠（市民の会）
委員	立身 万千子（日本共産党）
委員	高橋 和樹（新政会）
委員	菅原 恵悦（市民の会）
オブザーバー（副議長）	青山 豊

3. 横手市議会基本条例の検証方法について

今回の検証では、第 4 期で行った検証と同様に「議会基本条例に基づく活動評価チェックシート」（以下「活動評価チェックシート」という。）を作成し、その中で徹底的に実績を洗い出しました。実績から浮かび上がった課題を抽出し、採点方式による評価を行いました。

また、委員から出された課題について、議会基本条例及び関係規則等の修正・変更・追記の必要がないか検討を行いました。



4. 横手市議会議会基本条例に基づく活動評価チェックシート

(前 文) ……地方自治の本旨に則り、合議制の議事機関として真に市民の負託に応えていく					
第1章	総則				
第1条	(目的)	……議会がその権限と機能を発揮し、もって真に市民の負託に応え、豊かな横手市の実現に寄与する		平均評価点	課 題
第2章	議会及び議員の活動原則				
第2条	(議会の活動原則)	実施状況	実 績(令和3年10月～令和6年3月)	平均評価点	課 題
1. 公正性、透明性、信頼性の確保と市民参加の推進 (条文)議会は、市民の代表機関として、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を不断に推進することを目指して活動する。		□実施済 ☒ 実施継続 □未実施	(公正性) 政治倫理規定の順守	3.4	■一般質問や代表質問など、かまくらFMでの放送について、質問の順番によって放送される議員と放送されない議員がいること、公平性からも検討すべき ■市議会だよりモニター会議の進め方、モニターそのものの募集も含めて検討の余地あり ■信頼性について、日常的に市民の声を聴き、市政に反映させるシステムを、地区会議の基礎組織である町内会などとの連携を深める中で、より充実できないか ■今後も意識して行うべき ■災害発生時等の想定で定期的訓練実施は必要
		☒ 公正性 ☒ 透明性 ☒ 信頼性 ☒ 市民参加	(透明性) ・正副議長選挙における志願者の所信表明の公開 ・議案等の賛否の公表(議会だより、ホームページ) ・会議の原則公開 ・政務活動費収支報告、領収書の公開(ホームページ) ・議会中継、録画(YouTube) ・議員の請負状況の公表(R6.3条例制定)		
			(信頼性) ※詳細は、第3条に記載 ・災害発生時初動マニュアル、対応要領に基づく運用 ・政務活動費の適正な執行のための運用基準をもとに運用 ・新型コロナウイルス対策ガイドライン(R2作成)を基に運用(R5.5月停止)		
			(市民参加) ※詳細は第7条に記載 ・議会報告会は市民と議会の懇談会に一本化 ・市民と議会の懇談会(R4:2団体、R5:3団体) ・横手市議会だよりモニター(一般・高校生)募集、モニター会議を開催した(R3 1回、R4 2回、R5 2回)		
2. 市政運営の監視、評価 (条文)議会は、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)に対し、適切な行政運営が行われているか事務の執行を監視し、評価する。		□実施済 ☒ 実施継続 □未実施	(監視) ・常任委員会所管事務調査、一般質問	2.9	■所管事務調査が十分機能していない ■大森浄化センター調査特別委員会→100条調査 ■一般質問や所管事務調査は必要と思うが、市政運営に対して提言等をする場合の議員側の情報収集が不足している場合がある ■基本中の基本である
		☒ 監視 □評価	(評価) ・大森浄化センター整備事業の工事施工不良発覚に伴い「令和4年度下水道事業会計決算」を不認定とした		

3. 情報公開と説明責任 (条文)議会は、言論の府であることを十分に認識し、積極的な議員相互間の自由討議を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めるとともに、議決責任を認識し、積極的な情報公開に取り組み、説明責任を果たすものとする。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(情報公開) ※詳細は第6条、7条に記載 ・会議の原則公開 ・正副議長選挙における志願者の所信表明の公開 ・議会中継(インターネット配信、YouTube) (毎回) ・ホームページ、Facebookによる情報公開 ・副市長・教育長任命の無記名投票の実施(R4.7月～)	3.6	■無記名投票には疑問あり、再考すべき ■ホームページやFacebookによる情報公開のマナー防止は必要
		☒ 情報公開 ☒ 説明責任	(説明責任) ※詳細は第7条、8条に記載 ・議会だより「あなたと市議会」 ・FM番組「もっと教えて横手市議会」 ・市民と議会の懇談会の開催		
4. 継続的な議会改革 (条文)議会は、社会環境、経済情勢の変化により新たに生ずる市政の課題に適正かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(議会改革) ・議会改革推進会議 開催回数14回	3.6	■定数削減をした後、広く市民の声を、どう拾い、反映させるか ■時代に合った考え方を
5. 議会のあり方の調査研究、そのための他議会との交流 (条文)議会は、地方分権時代にふさわしい議会のあり方について調査研究するため、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を推進するものとする。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(調査研究) ※詳細は第4条に記載 ・各種研修会への参加	2.9	■友好都市→形がいい化 ■調査研究のための交流はほぼないに等しい。懇親会とは別に考えるべきではないか ■友好都市との訪問や受け入れについて、マンネリ化が指摘されて久しい。当該議会との検討が必要 ■他議会との交流は必要不可欠と思うが、研修内容や交流の方法を検討していくべきであろう ■ワールドカフェ方式ではかなり詳しい議論ができるが、受講するだけといった、「受け身」の研修が多い気がする。受講してから、自分達はどうか！といった具体策の論議が不足している ■意味のあるものへの改革が必要な時期と思う
		☒ 調査研究 ☒ 他議会との交流	(他議会との交流) ・那珂市、厚木市友好都市議会の訪問・受け入れ(R5) ・西和賀町議会議員と北上市議会議員との研修交流会(R5) ・県南地域市議会議員研修会(R4、R5)		
第3条	(災害その他の緊急事態への対応等)	実施状況	実績(令和3年10月～令和6年3月)	平均評価点	課題
1. 災害時における議事機関としての機能維持 ※R3.9より新設 (条文)議会は、災害その他の緊急事態の発生時においても議事機関としての機能を維持しなければならない。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(機能維持) ・災害発生時初動マニュアル、対応要領に基づく、大雪災害対策支援本部の立ち上げ(R4.2月)、地震対応(R4.3月)の実施 ・新型コロナウイルス対策ガイドライン(R2作成)を基に運用(R5.5月停止) ・非常時などにオンラインによる方法で委員会を開くことができるよう委員会条例を改正(R5.9月)	3.1	■訓練 ■第3条については、三つの項目すべてについて、もっとオンラインの利用を拡大すべき ■災害時に利用できるよう、訓練を兼ねた普段からの利用。 ■オンラインでの委員会を開くことが出来るようになったが、実際の運用が課題であろう ■大雪災害対策等、事前の対応を、個々の除雪に始まる市民との懇談で具体化する必要がある ■当局と足並みを合わせて

2. 災害時の迅速かつ的確な対応、状況の把握その他の調査活動 ※R3.9より新設					
(条文)議会は、議事機関として迅速かつ的確な対応を行うほか、状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。		□実施済 ☒ 実施継続 □未実施	(災害時の対応) ・R4.3月の地震発生時にサイボウズによる安否確認、災害発生現場の情報提供などを実施した	3.0	■訓練 ■当局と足並みを合わせて ■安否確認訓練の定期的な実施
3. 上記にかかる具体的な対応策を規定 ※R3.9より新設					
(条文)その他の緊急事態の発生時に議会がとるべき対応等は、別に定める。		□実施済 ☒ 実施継続 □未実施	(上記に基づく具体的な対応策) ・災害発生時初動マニュアル(R5.3月一部改正)、対応要領 ・議会開会中の緊急事案発生時対応マニュアル(R3.10月～) ・オンライン委員会運営要綱、オンライン会議実施要領(R5.9月～)	3.3	■訓練 ■居住地域がバラバラであり、各地域ごとに災害時の対応を整理する
第4条	(議員の活動原則)	実施状況	実 績(令和3年10月～令和6年3月)	平均評価点	課 題
1. (1)議員相互間の自由討議		□実施済 ☒ 実施継続 □未実施	(自由討議) ・常任委員会において、議員間討議を行うことを宣言し、休憩をとって実施 ■厚生常任委員会(R5 1回) ■産業建設常任委員会(R3 3回、R4 2回、R5 3回) ■総務文教常任委員会(R4 1回、R5 2回)	3.3	■まだまだ不足と思う。議員個々が資料・情報を把握したうえで討議しないと、自らの意見にはならない ■安易に行うことは適切ではなく、実施について十分に精査する必要がある
(条文)議会が言論の府及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。		□本会議 ☒ 常任委員会 □全協 ☐ 議運 □その他委員会			
1. (2)調査、研修による資質の向上					
(条文)日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。		□実施済 ☒ 実施継続 □未実施	・市議会としての各種研修会への参加(R4年度) ・市議会議長会研究フォーラム10/19(水)～21(金)8人参加、秋田県南地域市議会議員研修会12/20(火) 19人参加、秋田県市議会議員研修会11/7(月)21人参加(R5年度) 秋田県南地域市議会議員研修会1/10(火) 18人参加、秋田県市議会議員研修会11/2(木)20人参加、市議会議員研修会11/20(月)15人 ・個人での各種研修会への参加 ・各種調査研究	3.3	■事務局で調整してくれる研修は大変ありがたいが、議員個々人がしっかりと問題意識を持って臨んでいるかが若干疑問 ■内容による。参加することに意義があるからではない
第5条	(会派)	実施状況	実 績(令和3年10月～令和6年3月)	平均評価点	課 題
1～3. 会派の結成、同一理念、会派内の合意形成					
(条文)議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 3 会派は、政策形成、政策立案及び政策提言に関し、会派の代表により調整を行い、合意形成に努めるものとする。		□実施済 ☒ 実施継続 □未実施	(会派内の合意形成) ・会派研修の実施 ・会派代表質問の実施 R3 : 3会派 / R4 : 2会派 / R5 : 4会派	2.5	■会派制の必要性は今後の課題と思う ■代表質問が会派の合意を得ているのか疑わしい。会派の意義が薄れていると感じる ■原則、会派代表質問は全会派が行うべき ■会派代表質問と一般質問の相違をハッキリさせるためにも会派内での議論・合意形成が重要であろう ■会派として成立しているところが少ない。「会派」の意味、意義を検討しなおすべきではないか

第3章 市民と議会との関係					
第6条	(情報共有と市民意見の把握)	実施状況	実 績(令和3年10月～令和6年3月)	平均評価点	課 題
1. 情報公開の徹底 (条文)議会は、議会活動に関する情報公開を徹底する。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(情報公開) ※詳細は第7条、8条に記載 ・会議の原則公開 ・正副議長選挙における志願者の所信表明の公開(R1.9月～) ・議会中継(インターネット配信、YouTube) (毎回) ・ホームページ、Facebookによる情報公開	3.8	■一定の達成はあると思うが、市民が適格に把握できる方法をもっと考察すべきと思う ■マンネリ化の防止
2. 公聴会制度、参考人制度の活用 (条文)議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)においては、公聴会制度及び参考人制度等を十分に活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(公聴会制度) ・実績なし	2.3	■公聴会は何回やったかで評価するものではない
		☐ 公聴会制度(☒ 必要案件無し) ☒ 参考人制度	(参考人制度) ・R5年度 : 総務文教常任委員会 1件		
3. 態度表明等の議員活動に対しての市民評価が的確になされる情報の提供 (条文)議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(議員の態度の公表) ・議会広報にて月号掲載	3.3	
			(議員活動の情報提供) ・ホームページへの議員研修報告書の掲載		
第7条	(議会広聴活動の充実)	実施状況	実 績(令和3年10月～令和6年3月)	平均評価点	課 題
1. 議会広聴活動の充実 (条文)議会は、市政に係る課題に対する市民の意見を把握し、政策価値を創造するため、広聴の充実に努めるものとする。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(議会報告会) ・R3:コロナ禍のため実績なし ・R4.5月～ 議会報告会を市民と議会の懇談会に一本化	3.5	
			(市民と議会の懇談会) ・R3: 実績なし ・R4: 2件(DMO・Yokotter、社会福祉協議会) 39人参加 ・R5: 3団体(JC、若手園長の会、JA青年部) 70人参加		■PRIについて、議会だよりやHPだけでなく、もっと工夫する必要がある ■継続すべき
			(その他) ・Y8サミット創快横手市議会(中学生模擬議会) ※毎年		■見守るという意味で参画

第8条	(議会広報活動の充実)	実施状況	実 績(令和3年10月～令和6年3月)	平均評価点	課 題
1. 議会広報活動の充実 (条文)議会は、情報技術の発達も踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民にとって議会と市政が身近になるよう広報活動に努めるものとする。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(議会広報) 議会だより「あなたと市議会」 ・R3年度 : 33,200部発行(年4回) ・R4年度 : 33,200部発行(年4回) ・R5年度 : 33,200部発行(年4回) (FM番組:もっと教えて! 横手市議会) ・R3年度 : 24回放送 ・R4年度 : 24回放送 ・R5年度 : 24回放送 (ホームページ) ※集計は年度単位 ・R4 : 148,375回アクセス ・R5 : 130,942回アクセス (Facebook) ※集計は年度単位 ・R4 リーチ総数3,975件 投稿総数103 ・R5 リーチ総数4,090件 投稿総数116 ※運営会社変更に伴い、過去のリーチ数と相違あり (その他) ・コミュニティFMでの日程・傍聴のお知らせ(随時) ・議会中継(インターネット配信)(毎回) ・議会中継(録画放送)(YouTube)(毎回) ・議会傍聴、ゲストティーチャーの実施(R4:横手明峰中2回)	3.9	■「議会だより」は紙面が限られており、より工夫が必要と思う ■議会だより一見やすい、解りやすいが内容を軽くしている感がある ■フェイスブック・FM共、マンネリ感があり視聴者の満足を得てないと思う ■ホームページについては資料等の早めのUPが望ましいかと
第4章	議会と行政の関係				
第9条	(議員と市長との関係)	実施状況	実 績(令和3年10月～令和6年3月)	平均評価点	課 題
1. 審議における緊張関係の保持 (条文)議会審議における議員と市長等とは、常に緊張関係を保持し、市政の発展に取り組むものとする。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(緊張関係の保持) ・以下の決議の実施 ■R3 市内農家への支援を求める決議／R3.12月、交流センター設置条例一部改正に対する附帯決議／R4.3月 ■R4 インフラ整備を求める決議／R4.9月 ■R5 一般会計補正予算に対する附帯決議／R5.10月	2.9	■決議は議会として意思を明らかにしたものであり、極めて重みのあるものである。そのため、当局に対し遵守するよう強く働きかけていく必要がある ■議会としてはやむにやまれぬ末の附帯決議だが、当局には響いていないと感じられることが残念。より真剣味をもって対処しなければならない
2. 一問一答方式の運用 (条文)本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政の課題に対する論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(一問一答方式) 【一般質問】R4 : 10回 / R5 : 16回 【会派代表質問】※一括質問一括答弁で行うルールとなっている 【委員会質問】※一括質問一括答弁で行うルールとなっている 【総括質疑】※一問一答方式で行うルールとなっている	2.8	■まだまだ ■2つの方式にはそれぞれのメリットがあるが、一般質問は一括でも可ではないかと思う。伝えるべきことの「まとめ」をする意義があるとおもふのだが ■再考の必要あり
3. 反問権の運用 (条文)本会議又は委員会に出席した市長等は、議長又は当該委員会委員長の許可を得て、当該議員又は委員に反問することができる。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(反問権) ・実績なし	1.3	■当局は、反問意見ではなく、反対意見で終始している ■自身の発言について信念と責任を持ち行い、当局からの反問権の行使に対し対応できるよう常に意識して行なっていくべきである

第10条	(閉会中の文書による質問)	実施状況	実 績(令和3年10月～令和6年3月)	平均評価点	課 題
1. 閉会中の市長への文書による質問 (条文)議会は、閉会中に市長等に対し、文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(文書質問) ・実績なし	1.3	■全会派(全議員)が一致しなくても、できるだけ多数で文書質問を実施すべきと思う ■必要はあると思う
第11条	(政策等の形成過程の説明)	実施状況	実 績(令和3年10月～令和6年3月)	平均評価点	課 題
1. 政策等の説明要求 (条文)議会は、提案される政策、計画、施策及び事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における政策水準を高めるために、必要に応じて市長等に対し次に掲げる事項について説明を求めるものとする。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 財源措置 (6) 将来にわたる効果及び費用		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(政策等の説明要求) ・実績なし	1.5	■当局側に問題がありすぎて、議会側の評価は難しい ■常任委員会～全協～でのやり取りの意味が最近とくに虚無感を覚える。議会から、きちんと説明要求をするべきではないか ■委員会協議会のあり方について見直しを図るべき
2. 政策等の事業評価 (条文)議会は、政策等の実施後における各事業の事務事業評価の審議に努めるものとする。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(政策等の事業評価) ・実績なし	1.5	■当局側に問題がありすぎて、議会側の評価は難しい
第12条	(予算・決算における説明)	実施状況	実 績(令和3年10月～令和6年3月)	平均評価点	課 題
1. 予算・決算審議における説明資料の要求 (条文)議会は、予算及び決算の審議にあたっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の具体的な説明資料の提出を市長等に求めることができる。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(予算・決算説明資料の要求) ・現状では議員個別または委員会単位で要求しているものがほとんどだが、次のとおり実施した。 ⇒ ・資金管理運用方針及び資金管理会議要綱に関する資料要求を市長へ提出／R5.9.12	2.3	■資料要求の必要性を加味して要求すべき ■決算時、積極的に資料請求すべき ■当局からの説明不足が最近多すぎる。議会軽視と受け取られる場合が多い ■目的により必要(議員個別)
第5章	委員会の活動				
第13条	(委員会の運営)	実施状況	実 績(令和3年10月～令和6年3月)	平均評価点	課 題
1. 問題意識をもった委員会活動 (条文)委員会の委員は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、所管に係る市政の課題に対し常に問題意識をもって活動するよう努めなければならない。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(常任委員会としての問題意識) ・常任委員会ごとに、任期中の課題・テーマを設定 ・所管事務調査の積極的活用(R4～R5厚生常任委員会、R6～総務文教常任委員会、厚生常任委員会) ・論点整理の実施	2.9	■委員長の運営に依るところが大きい。100条調査まで進んだ点は評価できる ■各議員とも、問題意識は大いにあるが、多すぎて整理が必要 ■総意に対して疑問 ■所管事務調査報告と委員会質問の実施順を再確認する必要がある

2. 積極的な政策立案、政策提案		□実施済 ☒ 実施継続 □未実施	(政策立案) ・実績なし	2.6	■当局と議会が同じテーマで政策を掲げている場合、積極的に提案していくべきと思う ■議員個別であれば可
(条文)委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。		□政策立案 ☒ 政策提案	(政策提案) ・厚生常任委員会において、委員会質問を実施し、学校給食費無償化に向けての政策提案を実施／R5.9.5		
3. 公平、公正な委員会運営		□実施済 ☒ 実施継続 □未実施	(公平、公正) ・委員長は公平公正な運営を心掛けている	3.3	■委員会決定を本会議で無視する委員長、委員会採決で可否同数を恣意的に決定する委員長は処分あってしかるべきと思う ■可否同数の際の、採決が公平公正といえない時もある
第6章	政務活動費				
第14条	(政務活動費の交付等)	実施状況	実 績(令和3年10月～令和6年3月)	平均評価点	課 題
1. 政務活動費を有効活用した積極的な調査研究、その他活動		□実施済 ☒ 実施継続 □未実施	(調査研究) ・議員研修報告会未実施 ※R4はコロナ禍のため未実施	3.0	■本来は調査研究に使用したいが、広報(HP更新)で使い切ってしまう。特別研修費のおかげで助かっているが ■特に必要ないとする
(条文)議員は、政策研究及び政策提言等が確実に実行されるよう、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。		□調査研究 □その他	(その他) ・実績なし		
2. 使途の透明性の確保		□実施済 ☒ 実施継続 □未実施	(透明性の確保) 領収書等のホームページへの公開	3.8	■一部を除き透明性はかなり確保されてきていると思う
3. 政務活動費運用基準		□実施済 ☒ 実施継続 □未実施	(政務活動費運用基準) 基準に則り、適正に実施	3.3	■適正な使途と思えない支出も議長が許可しているのは問題だと思う ■政務活動費のチェック体制の見直しが必要
(条文)前2項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、別の条例に定めるところによる。					

第7章	議員の政治倫理、身分及び待遇				
第15条	(議員の政治倫理)	実施状況	実 績(令和3年10月～令和6年3月)	平均評価点	課 題
1. 議員の政治倫理 (条文)議員は、市民全体の代表者として、政治的倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を遂行しなければならない。		☒ 倫理条例を遵守している ☐ 倫理条例を遵守していない	(政治倫理) 政治倫理審査会 開催無し	3.0	■議員としての行動やSNSの利用について議員倫理を意識して活動していくことが必要
第16条	(議員定数及び議員報酬)	実施状況	実 績(令和3年10月～令和6年3月)	平均評価点	課 題
1. 議員定数と議員報酬 (条文)委員会又は議員は、議員定数又は議員報酬の改定を提案するに当たっては、市政の現状及び市の将来像等を十分に考慮し、明確な改正理由を付して提出するものとする。		☒ 実施済 ☐ 実施継続 ☐ 未実施	(議員定数) ・R5.6月に中間報告、R5.9月に最終報告 ・R5.9月に定数条例改正(26人⇒22人)	4.8	■基本的に定数削減は市民を議会から遠ざけてしまう結果に陥りやすい。この点をしっかり検証すべきと思う ■人口動態の把握を常に意識すべし
		☒ 定数 ☒ 報酬	(議員報酬) ・R5.6月に中間報告、R5.9月に最終報告 ・議員報酬の見直しに係る申し入れ書を市長に提出／R5.6.16 ・R6.3月に報酬増額にかかる報酬条例改正		
第8章	議会事務局等の充実				
第17条	(議会事務局の体制整備)	実施状況	実 績(令和3年10月～令和6年3月)	平均評価点	課 題
1. 調査、法務機能の強化 (条文)議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査、法務機能を積極的に強化するものとする。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(調査機能) ・各種研修への参加 ・秋田県市議会事務局職員研修会(R5)、県南4市事務局職員研修会(R4、5) ・市議会議員研修会(RESASIについての独自研修会、R5)	3.6	■調査・法務機能の強化を今後も意識するべき
		☒ 調査機能 ☒ 法務機能	(法務機能) ・各種研修への参加 ・全国市議会議長会事務局職員研修会(オンライン、R3) ・NOMA行政管理講座(R3)		
2. 議会の活性化、充実及び発展を心掛けた行動 (条文)議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、行動するものとする。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(議会の活性化に向けた行動) ・定例会、臨時会ごとの振り返り、改善点の検証 ・各委員会を開催した場合、その状況について事務局職員全員で情報共有(朝礼等で)	4.0	
3. 議会への補佐的な提案 ※R3.9より新設 (条文)議会事務局は、議会に対し提案を行うことができる。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(議会への提案) ・実績なし	2.0	■サポートや助言する機会は多いと思うが、提案とまで言えるのかは疑問 ■事務局と議会は、車の両輪であり、対等の立場で積極的に提案が必要と思う ■議員と議会事務局の議論を深めることが重要である

第18条	(議会図書室)	実施状況	実 績(令和3年10月～令和6年3月)	評価	課 題
1. 議会図書室の充実 (条文)議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(議会図書室の充実) ・書籍の配架 R4 月刊誌5誌、季刊誌2誌 R5 月刊誌3誌、季刊誌2誌	2.5	■利用者がほぼいない ■参考となる書籍が少ない ■議員個々人の所有している書物でも、議会に役立つと本人が判断して提供する意思があるものについては、どんどん受け入れてほしい ■市内図書館と議会の連携を検討していく必要がある ■デジタル化時代にあった図書室のあり方を検討する必要がある
第9章	補則				
第19条	(他の条例等との関係)	実施状況	実 績(令和5年12月～令和7年8月)	平均評価点	課 題
1. 他条例と基本条例の整合性 (条文)この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合は、この条例との整合を図らなければならない。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(他条例との整合性) ・市議会個人情報保護条例、市議会政務活動費交付条例、市議会議員請負状況の公表条例 ・市議会災害発生時初動マニュアル、災害発生時対応要領	3.1	■訓練必要
第20条	(継続的な検証)	実施状況	実 績(令和5年12月～令和7年8月)	平均評価点	課 題
1. 議会改革推進会議による条例の検証、検討 (条文)議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会改革推進会議において検証、検討するものとする。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(達成度) ・議会基本条例に基づく活動評価チェックシートにより達成度を検証	3.6	■個々の議員が活動しやすい条例になっているか検討を進める必要がある。
		☒ 目的の達成度 ☒ 条例の検証	(条例検証) ・議会の活動評価を踏まえ、議会基本条例条文・関連例規見直しシートにより基本条例の修正点等を検証		
2. 検証結果に基づく措置 (条文)議会は、前項による検証、検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。		☐ 実施済 ☒ 実施継続 ☐ 未実施	(議会基本条例運用基準) ・議会基本条例の施行に関し必要な事項を定めた運用基準(案)を作成 (その他) ・検証作業に当たり挙げられた改善・検討を求める事項について、議長へ報告を行った	3.5	■第三者による評価も必要と思うが、課題もあり。
		☐ 議会行動計画の策定 ☐ 第三者による評価			

5. 横手市議会基本条例条文・関連例規見直し検討結果

条 文	関連条例、規則等	必要と思われる措置	条文についての課題	対 応
(前 文)				
第9条（議員と市長との関係）				
1 議会審議における議員と市長等とは、常に緊張関係を保持し、市政の発展に取り組むものとする。			■「市長等とは」の「は」を抜いたほうが文章としてすっきりするのでは。	■文章中の「必要に応じて」を外し、「議会審議における議員と市長等と、常に緊張関係を保持し、市政の発展に取り組むものとする。」に条文を修正する。
2 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政の課題に対する論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。	○横手市議会先例・申し合わせ事項		■一問一答を行う議員が増えており実情とずれてきている。 ■「一問一答方式で行うことができる。」としているが、この条文では議案等に対しての質疑なのか、一般質問での質疑についてなのか分かりにくい。	■「議会の会議における質疑応答は、一問一答方式を基本とするが、一般質問においては、一問一答方式または、一括質問一括答弁方式で、会派代表質問及び、委員会質問については、一括質問一括答弁方式で行うものとする」に条文を修正する。
第11条（政策等の形成過程の説明）				
1 議会は、提案される政策、計画、施策及び事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における政策水準を高めるために、必要に応じて市長等に対し次に掲げる事項について説明を求めるものとする。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 市民参加の実施の有無とその内容 (4) 総合計画との整合性 (5) 財源措置 (6) 将来にわたる効果及び費用			■「～必要に応じて市長等に対し～」の「必要に応じて」は表記として不要では。	■文章中の「必要に応じて」を外し、「議会は、提案される政策、計画、施策及び事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における政策水準を高めるために、市長等に対し次に掲げる事項について説明を求めるものとする。」に条文を修正する。
2 議会は、政策等の実施後における各事業の事務事業評価の審議に努めるものとする。				

6. 検証作業を進める中で改善が図られた事項

(1) 友好都市交流事業について（第2条関係）

友好都市交流事業については交流が中心の事業となっていました。令和6年8月に厚木市で行われた友好都市交流では「DXに関する取り組み」について、令和7年2月に当市で行われた友好都市交流では、厚木市議会と「YouTubeチャンネル」について、那珂市議会と「議員定数や一般質問」等についての情報交換会を行いました。

(2) 政策等の形成過程の説明について（第11条関係）

市の政策等については、委員会協議会での協議内容が反映されないまま、全員協議会（行政課題説明）に議題として上がるケースも生じていたため、委員会協議会及び全員協議会（行政課題説明）の在り方について、令和6年8月19日の議会運営委員会で協議を行いました。委員会協議会の開催については委員長が判断し、委員会協議会で協議した案件を全員協議会（行政課題説明）で諮るかどうかは委員会協議会で判断することとしました。

7. 検証作業においてあげられた改善・検討を求める事項

議会基本条例の検証を行う中で改善・検討を要すると思われる次の事項について、令和7年5月27日に議長へ提出しました。

(1) 一般質問の放送について（第2条関係）

一般質問のかまくらFMでの放送については、放送枠の都合上、午後の2人が生放送、午後の質問者が一人または、いない場合は初日午前の1人目から順番に録音放送されています。質問した議員が公平に放送されるように、会派順となっている質問順の変更など検討をお願いいたします。

(2) 会派制について（第5条関係）

会派制によって、議員個々の主義・主張が押さえられている可能性もあると考えられ、会派制の在り方について検討をお願いいたします。

(3) 会派代表質問について（第5条関係）

会派代表質問について、会派全員の意思を反映したものとなっているのか疑問が生じる場面も見受けられるため、必要性について検討をお願いいたします。

(4) 質問席の運用について（第13条関係）

平成26年12月定例会から質問席を設けておりますが、一般質問の一括質問一括答弁方式について、通告した質問は演壇で、再質問以降は質問席で行っています。しかし、質問については、当局と対面すべきであり、最初から質問席で行うべきと思いますので、質問席の運用について検討をお願いいたします。

(5) 委員会運営について（第13条関係）

次の点について、常任委員長を交えた協議を行う必要があると考えられます。

- ①委員会審査において、委員から当局へ資料要求を求める場合がありますが、審査に関連しないものも見受けられます。資料要求については、委員長がしっかりと必要性を判断し、適切な対応を行うべきであると考えます。
- ②委員会での採決において可否同数となった場合は、現状維持の原則を基にした委員長裁決の在り方について再度確認していただくようお願いいたします。
- ③所管事務調査について6月定例会で調査報告、9月定例会で委員会質問を行う流れとなっております。しかし、委員会質問での当局答弁を踏まえ、調査報告を作成するべきと考えることから、先に委員会質問を実施し、その後に報告を行うなど調査報告の在り方について検討をお願いいたします。

(6) 政務活動費の内容確認について（第14条関係）

政務活動費については、運用指針に基づいて支出されることとなっており、収支報告については、議長が調査を行うこととなっております。しかし、公費の適正な使用は議会全体の問題であり、必要に応じて議会運営委員会にも諮るなど運用ルールの見直しをお願いいたします。

(7) 議会図書室の在り方について（第14条関係）

デジタル社会となり、ネット上で情報収集ができる時代ですが、書籍でなければ得られない情報も数多くあります。物理的にも、議会図書室の拡充は現実的ではありませんので、議員の調査に関連する書籍の配架など市立図書館との連携について検討をお願いいたします。

8. おわりに

前任期においては、「議員定数・議員報酬の在り方」、「通年議会の導入」を中心に議論を進めたことから、議会基本条例の検証作業を実施できなかったため4年ぶりの検証作業となりました。この間の横手市議会の大きな動きとしてあげられるのは、前述のとおり議会改革推進会議で議論を進めた「議員定数の削減」、「議員報酬の引き上げ」について条例改正を行ったことです。このことについては、今回の検証においても大きな成果として挙げられました。

また、議論を進めていく中で検討課題も多く見られ、必要に応じて所管委員会への申し送りなどを行いました。常任委員会協議会及び全員協議会の在り方など道筋のついたものがある一方で、会派制度の在り方など引き続き検討を進めていくべき課題も残り、次の任期においても柔軟な思考での取組を期待しております。

なお、検証作業の最終的な結果としては、議会基本条例については一部改正が必要という結論となり、過去の任期で申し送りとされていた別添の「横手市議会基本条例運用基準（案）」についても協議を重ね作成いたしました。

本年の改選から議員定数が4名減の22人となり、これまで以上に議会及び議員の活動量は増えるものと予想されます。どのような状況にあっても、横手市議会が真に横手市民のために力を発揮できる議会になることが必要であると考え、横手市議会基本条例の検証結果報告といたします。

9. 検証及び協議の経過

区 分	開催日	会議内容
第 1 回	令和5年12月13日（水）	・ 正副委員長互選
第 2 回	令和6年 3月 4日（月）	・ 活動方針、今後の進め方について
第 3 回	令和6年 5月10日（金）	・ 議会の活動評価 議会活動評価チェックシートを使った条ごとの課題出しと評価
第 4 回	令和6年 6月21日（金）	・ 議会の活動評価 議会活動評価チェックシートを使った条ごとの課題出しと評価
第 5 回	令和6年 7月24日（水）	・ 議会の活動評価 議会活動評価チェックシートを使った条ごとの課題出しと評価
第 6 回	令和6年 9月 9日（月）	・ 議会の活動評価 議会活動評価チェックシートを使った条ごとの課題出しと評価
第 7 回	令和6年10月28日（月）	・ 議会基本条例条文・関連例規の見直し
第 8 回	令和6年12月16日（月）	・ 議会基本条例条文・関連例規の見直し ・ 議会基本条例の検証作業に検討課題事項の確認
行政視察	令和7年1月15日（火） ～1月16日（水）	・ 横須賀市議会行動計画について（神奈川県 横須賀市議会）
第 9 回	令和7年 2月 6日（木）	・ 議会基本条例条文・関連例規の見直し ・ 議会基本条例運用基準（案）の検討
第10回	令和7年 3月25日（火）	・ 議会基本条例運用基準（案）の検討 ・ 議会基本条例検証結果報告書の確認
第11回	令和7年 5月16日（金）	・ 改善・検討を求める事項の最終確認 ・ 議会基本条例運用基準（案）の検討
第12回	令和7年 8月20日（水）	・ 議会基本条例検証結果報告書の最終確認
委員長 報 告	令和7年 9月19日（金）	・ 議会基本条例検証結果報告

横手市議会基本条例運用基準（案）

令和 年 月 日

1. 趣旨

この基準は、横手市議会基本条例(平成24年横手市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

2. 所信表明の機会（条例第2条）

「公正性、透明性及び信頼性を確保」する取り組みの一環として行う正副議長選挙における所信表明については、次により行うものとする。

- （1）選挙が行われる本会議において、正副議長を志願する者の所信表明を本会議日程に追加して行う。
- （2）所信表明を行おうとする者は、所信表明を行う旨の宣告があったとき、挙手により申し出るものとする。
- （3）混乱を避けるため、全ての所信表明後、投票前において、議長より次の趣旨のことについて確認することとする。地方自治法の定めにあるとおり、所信表明の有無にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人となることから、所信表明を行わなかった議員への投票があった場合においても、その票は有効となる。

3. 議員間相互の自由討議（条例第2条第3項及び第3条第1項）

議員相互間の自由討議については、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）議員相互間の自由討議（以下「議員間討議」という。）は、市政の課題を抽出するため、議員同士の対話を通し、論点及び争点を整理することを目的に行うものとする。
- （2）議員間討議は、議会の会議において議長又は委員長（以下「議長等」という。）が判断し、開始するものとする。
- （3）議長等は、議員間討議の間、市長及び執行機関の長並びに説明員（以下「市長等」という。）を退席させることができる。
- （4）議員間討議を行う場合、市長等は発言に加わらないものとする。ただし、議長等が認めた場合はこの限りでない。
- （5）議員間討議には発言回数、時間制限を設けないものとする。
- （6）議員間討議の終結は、議長等が決定する。

4. 災害その他の緊急事態への対応等（条例第3条）

災害その他の緊急事態への対応については、別に定める「横手市議会における災害発

生時の対応要領」により行うものとする。

5. 議員の特別研修について（条例第4条2項）

特別研修の実施については、別に定める「横手市議会議員特別研修に関わる運用基準」により行うものとする。

6. 反問権（条例第9条第3項）

反問権については、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）反問は、質疑及び質問に対して行うことができる。
- （2）反問は、議員の考え方を質すもの、対案の提示を求める反論を含むものとし、単に語句を聞き直す程度のものは含まないものとする。
- （3）反問できる回数は、議長及び委員長（以下「議長等」という。）の裁量とする。
- （4）反問及び反問に対する答弁に要する時間は、質問の持ち時間に含むものとする。
- （5）議長等は、反問の内容がそぐわないと認めるときは注意し、なお従わない場合は反問を制止することができる。
- （6）反問権を行使しようとするときは、本会議においては議長、委員会においては委員長の許可を得るものとする。
- （7）反問された議員又は委員は、反問に対し答弁しなければならない。

7. 議会改革推進会議

条例第20条第1項に規定する議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）については、別に定める「横手市議会会議規則」により必要な事項を定めるものとする。

8. 議会活動の検証

条例第20条第2項の規定による議会活動の検証にあたっては、議会活動チェックシート（様式第1号）により行うものとする。

附則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。